

滝沢市産業振興条例の構成と仕組み

【前文】
 ・本条例制定時の背景やその趣旨、基本的な考えを強調。
 ・本市の特色を生かしながら地域を構成する各主体が共通認識を持って、産業振興に取り組んでいく姿勢を示している。

【第1条（目的）】
 ・本条例の目的を規定。

【第2条（定義）】
 ・本条例で使用する用語について説明。

【第3条（基本理念）】
 ・本条例の基本となる考え方、目指すべき理想的(模範的)な状況についての考えを規定。

【第4条（市の責務）】
 ・産業の振興を推進するために市が担っていくべき事項を規定。

【第5条（事業者の役割）】
 ・本条例で中心となる事業者が行うべき事項を規定。

【第6条（産業経済団体の役割）】
 ・事業者を支援する団体が行うべき事項を規定。

【第7条（金融機関の役割）】
 ・事業者を支援する金融機関が行うべき事項を規定。

【第8条（教育機関等の役割）】
 ・事業者や産業経済団体、市民と連携する教育機関等が行うべき事項を規定。

【第9条（市民の役割）】
 ・事業者の顧客の立場、地域づくりの担い手としての事業者のパートナーの立場として行うべき事項を規定。

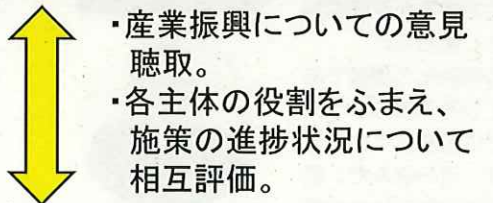
※青枠内は、各主体の責務や役割の規定

【第10条（産業振興施策の展開）】
 ・市が策定、推進する産業振興に関する施策の展開について規定。

【第11条（基本的施策）】
 ・産業振興施策を滝沢市総合計画内に位置付けるにあたっての基本的施策の単位及び取組方針について規定。

※赤枠内は、産業振興に向けて行うこと等の規定

【第12条（財政上の措置）】
 ・市が、産業の振興に関する施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努めることを規定。



【第13条（産業振興会議の設置）～第17条（会長への委任）】
 ・産業振興会議についての規定。

第10条に基づき、産業振興施策の実施状況を公表

滝沢市 産業振興条例

【令和3年4月1日施行】

頑張る地元事業者を地元が
応援する！支える！

そのためのルールが
滝沢市産業振興条例

条例の運用状況、会議の開催状況は、市のHPでも紹介しています。



【左のQRコード読み取り、もしくは「滝沢市産業振興条例」で検索】



岩手県 滝沢市
takizawa city



産業振興条例で滝沢を豊かに

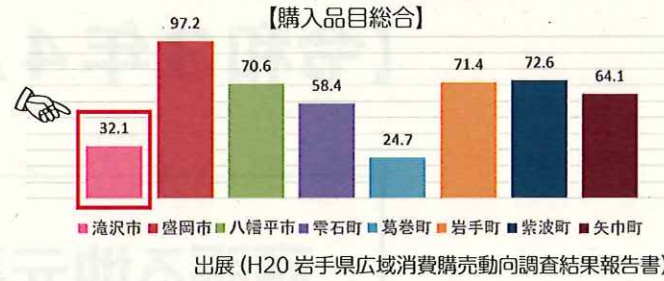
市民の皆さんは普段からどこで買い物をし、どこの飲食店を利用しているでしょうか。滝沢は車で数分走ると盛岡市に入る好立地ということもあり、下の地元購買率に顕著に表れています。

市内事業所数(事業所)
(H.18~28)

10年で
約60事業所減少

盛岡広域8市町の
地元購買率(%) (H.20)

地元購買率は32.1%
盛岡広域市町内で
下から2番目



市内店舗の減少

首都圏への若者流出

後継者不足



少子高齢化

新型コロナ

IoTなど技術革新

大型店の増加

産業の発展は、地域経済の活性化に重要な役割を果たしますが、市では現在左のようなさまざまな課題がある状況です。

このままでは
地元企業がなくなり、
地域の元気が
なくなってしまいます…

そこで

地域全体で事業者を支えるため、そして本市の特色を生かした地域に根差した産業振興に取り組んでいくためのルールである「産業振興条例」を制定しました。

●滝沢市産業振興条例とは

産業を盛り上げるためには、行政や事業者、市民などそれぞれの役割を明確にして共通の目的を持ち、一体的かつ相乗的に取り組むことが必要です。産業振興条例とは、この取り組みで「持続可能で活力ある地域経済を振興させる」、そして「誰もが幸福を実感できる地域社会を形成する」ことで、「市民生活の向上」を目指すためのルールです。

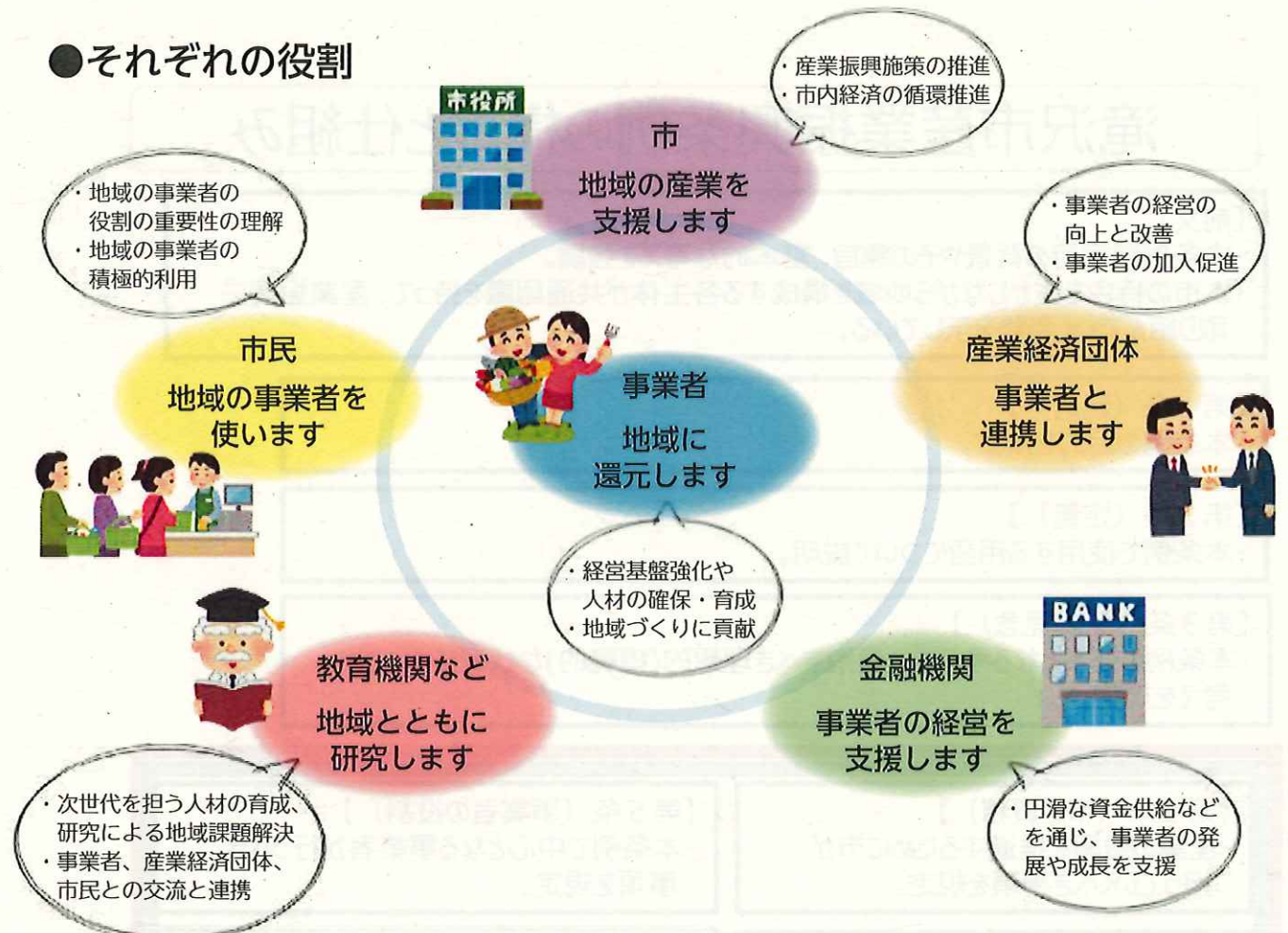
条文は市HPでご覧いただけます



【滝沢市産業振興条例】

- 前文
- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第4条 (市の責務)
- 第5条 (事業者の役割)
- 第6条 (産業経済団体の役割)
- 第7条 (金融機関の役割)
- 第8条 (教育機関等の役割)
- 第9条 (市民の役割)
- 第10条 (産業振興施策の展開)
- 第11条 (基本的施策)
- 第12条 (財政上の措置)
- 第13条 (産業振興会議の設置)
- 第14条 (会議の組織)
- 第15条 (会議の会長及び副会長)
- 第16条 (会議の招集)
- 第17条 (会長への委任)

●それぞれの役割



●産業振興に関わる人たちの声

市民



市自治会連合会会長
しもだ ともゆき さん

条例が市民の皆さんに浸透してほしい。その中で市民の地元購買力が上がることで、市内事業者に好循環をもたらすことができる。これから高齢化がますます進むことが予想されるので、免許返納した高齢者も歩いて近所で買い物しやすい地域になってほしい。そのためには「市民として地元の企業を利用する」ことが大切だ。

事業者
産業経済団体



(有) 東部総業 代表取締役
市商工会会長
あべ まさき さん

市内産業が衰退してからでは取り返しがつかない。各事業者がどれだけ自主努力できるかが産業振興の命運に大きく関わる。市内事業者の高齢化も課題である一方、市商工会青年部のように地域の盛り上げに奮闘している若者がいることは、市の強みだ。産業振興に必要な不可欠な若い力を借りながら、各主体が一体となって進めるため、事業者としてできることに全力で取り組みたい。

▶問い合わせ 企業振興課 ☎ 656-6536

●条例制定後に地域の皆さんとともに取り組むこと

○市民の皆さんが地域事業者に対する理解を深め、利用につなげるための調査など



○地域事業者と意見交換をする機会の創出



○産業振興に関する新規事業の検討と実施



○商工業、農林業、観光物産など各分野の個別計画の検討



○産業振興に関する意見聴取や相互評価をする産業振興会議の実施



みんなで地元事業者を利用し、滝沢市の産業を盛り上げましょう。